

改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年10月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
大道地区（大作山工区農道9号線）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成17年10月11日から平成17年11月8日まで
- 縦覧場所
上天草市役所

熊本県公告第763号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年10月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（地盤沈下に伴う1級水準測量）	平成17年10月11日から 平成18年3月15日まで	荒尾市全域

熊本県公告第764号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成17年9月30日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成17年10月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 争議行為の目的
次の要求内容の完全獲得
(1) 一方的労働協約破棄について直ちに交渉を再開すること。
(2) 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代支部と八代総合病院間でも再協定すること。
(3) 人員確保を早急に行い、休診、休床を早期再開すること。
(4) 増員・賃金・労働条件の改善
(5) 臨時職員に関する要求
(6) 患者サービス向上に関する要求
(7) 施設・設備の改善に関する要求
(8) その他の要求
- 争議行為の日時
平成17年10月11日午前0時以降本問題の要求解決に至るまでの期間
- 争議行為を行う場所
健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地
- 争議行為の種類
健康保険八代総合病院の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

登載依頼

熊本県市町村合併推進審議会公告第1号

熊本県市町村合併推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成17年10月7日

熊本県市町村合併推進審議会

会 長 中 川 義 朗

- 開催日時

- 平成17年10月26日(水)
午前10時から午前12時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
 - 3 議題(予定)
 - (1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項等について
 - (2) 市町村への意向調査結果について
 - (3) 国の新市町村合併支援プランについて
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従い、会議の会場に入室して下さい。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
 - 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県市町村合併推進審議会事務局(熊本県総務部市町村総室合併推進班)
(電話 096-383-1111 内線 3389)

